| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性等） |
| --- | --- | --- |
| 第３章　包括外部監査の結果（監査結果及び意見） | | |
| 第１　公益財団法人大阪国際平和センター（所管部局：府民文化部） | | |
| ８　監査の結果及び意見 | | |
| 【意見１】自動販売機設置場所に関する契約書の見直し  【府民文化部】 | 自動販売機設置場所に関して賃貸借契約を締結している以上、その賃貸場所の対価については、「使用料」ではなく「賃料」ないしは「賃借料」と表記すべきである | 令和６年４月１日付けで自動販売機設置事業者とご指摘のとおり変更契約を行った。 |
| 【意見２】科目としての「平和寄附金」の見直し  【府民文化部】 | 自動販売機設置賃借料及び著作権収入について、「平和寄附金」として取り扱っているが、事業運営費に充てられている点において入館料収入と変わりがないことから、「賃借料」「著作権料」として計上するのが望ましい。 | 当該収入について、入館料収入と同等のものであるというご意見を受け、令和６年度経理処理から「平和寄附金収入」、「受取寄附金」ではなく入館料収入と同じ勘定科目である「事業収入」として処理を行っている。 |
| 【意見３】展示物運搬料等についての科目の見直し  【府民文化部】 | 展示物の運搬料及び被災建物入館料の支払科目を、「事業費・常設展示等充実費賃借料」として取り扱っているが、趣旨が全く異なることから、本来の支出趣旨に則った支払科目で計上するのが望ましい。 | 令和６年度経理処理から展示物の運搬料（タクシー代）については「通信運搬費」として処理を行っている。また、出張時の施設入館料については旅行雑費として「旅費交通費」として支出することとする。 |
| 【意見４】施設使用料・入館料減免申請書の記載事項の確認漏れ  【府民文化部】 | 会議室や講堂の使用につき、事前の使用許可の取得と使用料額が、公益財団法人大阪国際平和センター管理規程に、減免対象と減免内容については公益財団法人大阪国際平和センター入館料等減免要綱に、それぞれ定められている以上、減免申請を受けた場合に許可権限者は、減免申請書において減免根拠条項等記載事項に漏れがないか確認の上、承認すべきである。 | 今後は減免申請書において、減免根拠条項等の記載事項の漏れがないか確認し、承認することとする。 |
| 【意見５】特別展示室における使用料の定めについて  【府民文化部】 | 大阪国際平和センターには、講堂、展示室4ゾーン、会議室3室の他、特別展示室1室があるが、前述の通り、使用料額については、講堂と会議室については定めがあるも、特別展示室については定められていない。特別展示室についても、使用許可をして使用を認めている以上、講堂や会議室と同様使用料額を定めることが望まれる。 | 特別展示室は、平和意識の醸成に寄与するなど、特に大阪国際平和センターが、主催・共催・後援・協力する事業に限定し使用を許可しているものである。  これに対して、講堂や会議室は、管理規程の範囲で広く貸し出している点において、特別展示室とは、性質を異にしている。  以上のことから、特別展示室については使用料の徴収は不要と判断してきたものであり、現時点においても使用料の定めは不要と考える。 |
| 【意見６】附属設備についての使用料の定めについて  【府民文化部】 | 講堂や会議室の使用にあたり、司会台やマイク、スクリーン等附属設備を使用する際の使用料についても定めを設けることが望ましい。 | 講堂や会議室について使用料を徴収し貸出しを行っていることを踏まえ、附属設備の使用料の定めを設けることについて、今後の検討課題とする。 |
| 【意見７】自主財源の確保  【府民文化部】 | 公益財団法人大阪国際平和センターにおいては、その事業運営の大部分を、大阪府及び大阪市からの補助金に頼っている（経常収益の半分以上）ことから、事業の発展と活性化の観点から、自主財源の確保と自主収入の増加を意識した事業展開を今後も精力的に図るのが望ましい。 | 平和祈念事業、特別展等の実施には自主財源の確保が極めて重要と認識しており、今後も引き続きその財源確保に努めるとともに、魅力ある事業を企画・実施することで集客を図り、自主収入の増加にも努めてまいる。 |